

参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	ロシアによるウクライナ侵略（2）日本の対応 －G7と連携した日本の対露制裁とウクライナへの支援－
著者 / 所属	寺林 裕介・今井 和昌・荒木千帆美・奥利 匡史 / 外交防衛委員会調査室 水間 紘史 / 前外交防衛委員会調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	448号
刊行日	2022-7-29
頁	47-61
URL	https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rip_pou_chousa/backnumber/20220729.html

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください（TEL 03-3581-3111（内線 75013）／ 03-5521-7686（直通））。

ロシアによるウクライナ侵略（２）日本の対応

— G7と連携した日本の対露制裁とウクライナへの支援 —

寺林 裕介

今井 和昌

荒木千帆美

奥利 匡史

(外交防衛委員会調査室)

水間 紘史

(前外交防衛委員会調査室)

1. 日本による対ロシア制裁の拡大
2. ウクライナ避難民の日本への入国
3. ウクライナ及び周辺国に対する人道支援
4. ウクライナへの防衛装備品等の提供
5. ウクライナ在留邦人の保護
6. 北方領土問題への影響

2022年2月24日に開始されたロシアによるウクライナ侵略について、日本政府はこれを欧州にとどまらず、アジアを含む国際秩序の根幹を揺るがす深刻な行為であると繰り返し表明した。その上で、日本として国連やG7を始めとする国際社会と連携し、ロシアに対する制裁措置の実施、ウクライナへの人道支援や防衛装備品の供与などの対応を取ることとした。

本稿では、第208回国会（常会）の会期中に起こったロシアによるウクライナ侵略について、これに日本政府がどのように対応したのか、国際社会の動向とともに整理し、その意図や目的を国会論議から明らかにする。なお、ロシアによるウクライナ侵略の経過については、本誌掲載の「ロシアによるウクライナ侵略（1）主な経過」を参照されたい。

1. 日本による対ロシア制裁の拡大

ロシアによるウクライナ侵略に伴い、米国、英国を始めとする欧米諸国は軍事侵攻を早

期に終結させるよう圧力をかける狙い等から、ロシアへ制裁措置を科すこととし、日本もこれに足並みを揃える形で、同国に対し様々な形の制裁を実施した。本項では、国際社会の制裁措置に対応する日本の制裁措置について、侵略直後の制裁、関税・エネルギー資源等に係る制裁への移行、制裁措置の拡大及び強化という3つの局面に分けて概説する（表1参照）。

（1）侵略直後の経済制裁

米国は、2月21日のロシアによる「ドネツク人民共和国」及び「ルハンスク人民共和国」（両「共和国」）の「独立」承認を受け、翌22日、ロシア大手銀行2行との取引を制限し、プーチン大統領の側近ら5人を制裁対象に指定した。同日、EUは外相理事会を開会し、両「共和国」を承認する決議に賛成したロシアの議員351人のほか、ロシア当局関係者や銀行等27の個人や組織を対象に、EU内での資産凍結や域内への渡航を制限することを決定した。このほか、英国はロシアの5銀行とプーチン大統領に近いオリガルヒ（新興財閥）3人の英国内の資産凍結を発表し、ドイツもロシアからの天然ガス輸送パイプラインであるノルドストリーム2の認可手続を停止することを発表した。

また、2月24日、米国はロシアの主要5銀行を制裁の対象として追加した。さらに25日、米国と欧州はプーチン大統領、ラブロフ外相等政府要人の資産凍結を発表し、翌26日には国際銀行間通信協会（SWIFT）の決済網からロシアの一部銀行¹を排除すると表明した（日本も翌27日に表明）。

日本はまず、2月26日、外国為替及び外国貿易法（外為法）に基づく措置をとることを発表した。具体的には、①両「共和国」に関係する24人と1団体の資産凍結、②両「共和国」との輸出入禁止、③ロシア向け輸出に関する制限などが挙げられる。岸田総理大臣は日本の措置について、「今後事態が更に悪化する場合には、国際社会と連携し、更なる措置も速やかに考えていかなければならない」との認識を示した²。また、3月1日にはプーチン大統領、ラブロフ外相等の政府要人及びロシア中央銀行の資産凍結を閣議了解した。岸田総理はプーチン大統領の資産凍結を決定したタイミングについて、「国際社会と連携して表す、その一端として我が国もプーチン大統領を始めロシア政府関係者に対する資産凍結を明らかにした」と説明した³。

一連の各国による対ロシア制裁措置の効果について、林外務大臣は、「通貨ルーブルの暴落、株式市場の取引停止、外国企業の撤退や操業停止の動きといった様々なロシア経済への影響」が出ていると評価した⁴。このうち、金融制裁の実効性について鈴木財務大臣は、SWIFTに代わる中露の金融システムの存在を念頭に、「制裁が実施されていない国や機関、分野等に資金が流れる等の副次的な効果をどう最小化するかを考えていくことが重

¹ 具体的にはVEB、プロムスビャジバンク、バンクロシア、VTB、オトクリティエ、ソブコムバンク、ノビコムバンクの7行（第208回国会衆議院外務委員会議録第2号3頁（令4.3.4））。

² 第208回国会参議院予算委員会議録第2号3頁（令4.2.24）

³ 第208回国会参議院予算委員会議録第4号2頁（令4.2.28）

⁴ 第208回国会参議院外交防衛委員会議録第2号24頁（令4.3.8）

要である」と述べた⁵。なお、国会では、岸田内閣において萩生田経済産業大臣が兼務するロシア経済分野協力担当大臣の存続の是非についても議論が行われたが、岸田総理は「たちまちポストを廃止するのではなく、我が国としての意思を国際社会に示すために何をするのかをまず考えるのが先である」と述べ⁶、ポストの廃止に否定的な見解を示した。

他方、ロシア側は、これら一連の米欧、日本等の措置に対し、3月7日、日米欧、英国等の48か国を「非友好的な国・地域」に指定した。

表1 ロシアへの各国の経済制裁の概要

	米国	EU・英国	日本
①侵略直後 (～3月上旬)	<ul style="list-style-type: none"> ・ロシア大手2銀行との取引制限 (2/22) ・プーチン大統領の側近5名の資産凍結 (2/22) ・ロシアの主要5銀行を制裁対象に追加 (2/24) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ロシアの5銀行及びオリガルヒ3人の資産凍結 (英国、2/22) 	<ul style="list-style-type: none"> ・24人と1団体の資産凍結、ロシア向け輸出制限 (2/26) ・SWIFTの決済網からロシアの一部銀行を排除 (2/27) ・プーチン大統領、ラブロフ外相等政府要人及びロシア中央銀行の資産凍結を閣議了解 (3/1)
②関税、エネルギー資源等に係る制裁 (3/11G7首脳声明～4月末頃)	<ul style="list-style-type: none"> ・ロシア産原油、石炭、天然ガスの輸入禁止を発表 (3/8) ・ロシア最大手銀行ズベルバンクとの取引禁止 (4/6) ・ロシアの最恵国待遇撤廃 (4/9) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ロシアの最恵国待遇撤廃 (EU・英国ともに3/15) ・2022年末にかけ、ロシア産原油及び石炭の段階的な輸入禁止を発表 (英国、3/8) ・2022年8月以降のロシアからの石炭輸入禁止で合意 (EU、4/8) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ロシアからの段階的な石炭輸入禁止を発表 (4/8) ・関税暫定措置法改正によるロシアへの最恵国待遇撤廃 (4/20成立) ・外為法改正による暗号資産移転の防止 (4/20成立)
③経済制裁対象の拡大 (5/8G7首脳テレビ会議以降)	<ul style="list-style-type: none"> ・ロシア、ベラルーシの政府関係者等2,000人以上の入国ビザ発給を制限 (5/8) ・制裁対象となる個人及び法人の追加 (6/2) ・ロシア産金の輸入禁止 (6/28) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ロシア産原油の輸入禁止で合意 (EU、5/30) ・ジェット燃料、英国・EUの紙幣等の対ロ輸出禁止等を発表 (英国、6/23) 	<ul style="list-style-type: none"> ・資産凍結、輸出禁止の対象となる個人、団体の拡大等の追加制裁を発表 (5/5) ・ロシア産原油の段階的輸入禁止を発表 (5/9) ・一部サービスの提供禁止、ロシア産金の輸入禁止等の制裁を発表 (6/27)

(出所) 報道等を基に筆者作成

(2) 関税、エネルギー資源等に係る経済制裁

3月11日のG7首脳声明において、ロシアへの更なる制裁として、同国の最恵国待遇を撤回することを確認し、G7各国はロシアへの最恵国待遇撤廃措置を実行した。このうち、カナダは先立って3月3日に最恵国関税撤廃令の発出により、関税法に基づくロシアの最恵国待遇を撤廃しており、EUと英国は3月15日、最恵国待遇の撤廃を発表した。米国はG7後に立法措置等を行い、4月9日から、ロシアへの最恵国待遇を撤廃している。

このほか、米欧はロシア中央銀行が保有する資産の凍結を行い、さらに4月6日、米国はロシア最大手銀行ズベルバンクと米国企業・市民との全ての取引を禁止した。また、4月7日のG7首脳声明においては、これまでの経済制裁措置の継続・強化とともに、ロシアからの石炭輸入の段階的廃止及びロシアへの石油依存を低減する計画を進めることが確認された。米国はロシア産原油、石炭、天然ガス等、カナダはロシア産原油、英国はロシ

⁵ 第208回国会参議院予算委員会会議録第6号37頁 (令4.3.2)

⁶ 第208回国会参議院予算委員会会議録第3号32頁 (令4.2.25)

ア産原油及び石炭(2022年末にかけ段階的に行う)の輸入禁止を3月中に発表していたが、EUも4月8日にロシア産石炭の輸入禁止を発表した。

日本もG7各国と足並みを揃え、まず、最恵国待遇については、4月5日に国会に提出された関税暫定措置法一部改正案(4月20日成立)により実施を図った。本法律の改正により、2023年3月末までの措置として、ロシアからの輸入品のうち例えば水産物の関税率について、カニが4%から6%、サケが3.5%から5%に引き上げられることとなった。鈴木財務大臣は関税暫定措置法改正の意義として、「国際社会と一致団結してロシアに対して厳しい措置を取るという我が国の意思を強く示すこと」であると説明した⁷。本法律の改正により、ロシア産品への関税が年間約40億円上乗せされる見込みとなった。

また、関税暫定措置法と併せ外為法の改正も行われ、暗号資産取引を資本取引とみなす規定を導入することにより、制裁対象者から第三者への、暗号資産の形での資産移転を防ぐ法的枠組みが作られた。政府は外為法改正案の履行確保のため、暗号資産取引について、必要に応じて業者に対する報告徴求や立入検査等を行い、取引の実態把握に努めることとしている⁸。

岸田総理は、4月8日、ロシアからの段階的な石炭輸入の禁止を発表し、早急に代替策を確保する⁹とした上で、ロシア以外の生産国やスポット市場からの燃料の代替調達等の必要性を述べた¹⁰。この点、岸田総理は石炭輸入禁止について、「国際社会と一致団結して厳しい措置をとるといふ我が国の意思を強く示すものであり、大きな意義がある」との考えも示した¹¹。併せて、日本政府は4月12日、4月19日から機械類、一部木材やウォッカ等38品目の輸入(ロシアからの輸入額のうち1.1%)を禁止すると発表した。

これらに対するロシアの対抗措置としては、4月27日、政府系ガス会社ガスプロムがポーランドとブルガリアへのガス供給を停止したことが挙げられる。また、日本については5月4日、ロシアへの入国禁止リストが発表され、岸田総理や林外務大臣を始め、63名がロシア入国を無期限で拒否されることとなった。岸田総理は訪問先のローマにおいて、同リストは「断じて受け入れられない」とし、抗議の意を示した。

(3) 経済制裁対象の拡大及び強化

5月8日のG7首脳テレビ会議においては、ロシア産石油の輸入の段階的禁止について、代替供給を確保するための時間を設けた形で実行することを始めとする追加制裁が確認された。米国はこれに合わせ追加制裁を発表し、ロシア、ベラルーシ両国の政府・軍関係者合わせて2,000人以上に入国ビザの発給制限を行う等の方針を示した。6月2日には、制裁対象となる個人及び法人を拡大した。また、EUは5月30日、ロシア産石油の輸入禁止を合意した(パイプラインを通じた輸入は対象外とされた)。

岸田総理はこれに先立つ5月5日、欧州歴訪を受けたロンドン市内での記者会見におい

⁷ 第208回国会衆議院本会議録第19号4頁(令4.4.12)

⁸ 第208回国会参議院本会議録第17号(令4.4.15)

⁹ 岸田内閣総理大臣記者会見(令4.4.8)

¹⁰ 第208回国会参議院本会議録第17号(令4.4.15)

¹¹ 第208回国会参議院本会議録第17号(令4.4.15)

て、ロシアへの追加制裁として、①資産凍結の対象となる個人の追加（約140名）、②輸出禁止の対象となるロシア軍事団体の拡大（約70団体）、③ロシア向けの量子コンピューター等先端的な物品等の輸出禁止、④ロシアの銀行の資産凍結対象の追加を発表した。

さらに、日本はG 7首脳テレビ会議を受け、ロシアからの石油輸入（輸入全体の約3.6%）を原則禁止することを発表した。萩生田経済産業大臣はG 7首脳声明を踏まえた上で、「今すぐロシア産石油を禁輸できるわけではなく、代替エネルギーを確保しながら、ロシアのエネルギーへの依存状態から徐々に脱却する」と述べた¹²。

一方、日本とロシアが共同で開発を進めるガス油田であるサハリン1、2については、国会においてたびたび停止の必要性が議論されたが、岸田総理は「長期かつ安価なエネルギー安定供給に貢献しており、我が国として撤退はしない方針である」と説明し¹³、萩生田経済産業大臣も「日本の権益を手放したところで本当にロシアに制裁が行くか」¹⁴「サハリン1から撤退をした場合、我が国の権益をロシアや第三国が取得するとロシアを逆に利することともなり、有効な制裁とならない可能性もある」と指摘している¹⁵。

その後、日本は6月10日、新たにロシア向け貨物自動車やブルドーザー等67品目（輸出額の約5%）の輸出を禁止することを発表した。また、6月26日から28日にかけて開催されたG 7サミットにおいては、ロシア産金の輸入禁止、ロシア産原油の取引価格に上限を設定すること等が合意され、米国は28日に金の輸入禁止を決定した。また、岸田総理も27日の会合の中で、①信託・会計等ロシア向け一部サービスの提供禁止、②ロシア産金の輸入禁止、③約70の個人及び団体への資産凍結措置の拡大、④軍事関連団体（約90団体）への輸出禁止措置の拡大を決定したと表明した。

ロシアはこれらG 7諸国の措置に対し、ドイツに至るパイプライン「ヤマル・ヨーロッパ」へのガス供給の停止や、フィンランド、オランダ、ポーランド等へのガス供給の停止を発表した。また、5月21日にはバイデン大統領を含む米国人963人の入国禁止リストを、6月14日にはジャーナリスト等を含む英国人約30人の入国禁止を公表した。さらにサハリン2に関しては、6月30日、日本企業も出資する運営会社について、資産をロシアの新会社に無償で引き渡すことを定めた大統領令にプーチン大統領が署名したとされ、日本企業の有する事業の権益への影響が懸念されている。

（４）外交官の国外追放

経済制裁のほか、日本は4月8日、ロシアに対し、在日ロシア大使館員と通商代表部職員8人の追放を発表した。林外務大臣は追放について、「現下のウクライナ情勢も踏まえ、我が国として総合的に判断をした結果」であるとしている¹⁶。また、外交関係に関するウィーン条約上のペルソナ・ノン・グラータ（「好ましくない人物」との関係について、「接受国が外交官を対象として通告することができるが、今回対象の8名の中には外交官

¹² 第208回国会参議院決算委員会会議録第8号（令4.5.16）

¹³ 第208回国会参議院本会議録第13号8頁（令4.4.1）

¹⁴ 第208回国会参議院予算委員会会議録第13号38～39頁（令4.3.14）

¹⁵ 第208回国会参議院決算委員会会議録第8号（令4.5.16）

¹⁶ 第208回国会参議院外交防衛委員会会議録第8号5頁（令4.4.12）

としての地位を有する者とそうでない者がおり、それらの者をまとめて国外退去を求めた」とし¹⁷、ロシア側に対しペルソナ・ノン・グラータを通告していないことを示した。これらの職員はいずれも4月20日に日本を出国した。ロシアはこの報復として、4月27日、同国に駐在する日本人外交官8人の国外退去を通告した。

EUの国々も、ロシアのウクライナ侵略以降、ロシア外交官を追放することを相次いで発表しており、主な国としてドイツ、フランス、スペイン、イタリア、バルト3国、ポーランド等が挙げられる。これに対しロシアは4月25日にドイツの外交官ら40名を国外追放とし、5月18日には同国に駐在するフランス、スペイン、イタリアの3か国の外交官計85名を追放することを発表するなどの対抗措置をとっている。

(5) 航空機の飛行禁止

2月27日、EUは域内のロシア航空機の飛行を禁止した。これを受けロシアは翌28日、EU加盟国27か国や英国、カナダ、ノルウェー、アイスランド等を含む計36か国の航空機に対して、ロシアでの離着陸やロシア領空の飛行を禁止すると発表した。欧米各国も自国の領空でロシアの航空会社の飛行を禁止する措置をとり始めているところ、岸田総理は日本の対応方針を問われ、「領空を飛行することを禁止する措置等については、各国の措置は基本的に大きなところは一致しているが、詳細においては差異がある」として、今後の状況を見ながら発動しなければならない旨述べた¹⁸。また、林外務大臣は、全日空や日本航空がロシア上空を避けて迂回ルートで運航していることを示した上で、「更なる措置については、今後の状況を踏まえつつ、G7を始めとする国際社会と連携して、適切に取り組む」としている¹⁹が、2022年6月現在、日本領空におけるロシア航空機飛行禁止区域は設定されていない。

2. ウクライナ避難民の日本への入国

ロシアによるウクライナ侵略によって、2022年2月24日以降、870万人以上のウクライナ人が近隣諸国に避難した。主な避難先は、ポーランド(約447万人)、ロシア(約152万人)、ハンガリー(約91万人)、ルーマニア(約79万人)、スロバキア(約57万人)、モルドバ(約52万人)などとなっている²⁰。

多くのウクライナ人が東欧の近隣諸国へ逃れる中、日本も受入れを行っている。3月2日、岸田総理は、ポーランドのモラヴィエツキ首相との電話会談において、同国を含む第三国に避難したウクライナ人の日本への受入れを進めていくことを表明した。日本政府の受入方針について、短期滞在査証(90日間)を発給して入国を認め、入国後、希望に応じて個別事情を考慮しつつ、就労可能な「特定活動」の在留資格(1年)で滞在を認めることとした上で、ウクライナ情勢に応じて在留期間の更新を認めることとなった。こうした

¹⁷ 第208回国会参議院外交防衛委員会会議録第9号9頁(令4.4.14)

¹⁸ 第208回国会参議院予算委員会会議録第9号38頁(令4.3.7)

¹⁹ 第208回国会衆議院外務委員会会議録第3号12頁(令4.3.9)

²⁰ 退避者の数はいずれも7月5日現在。(国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)ウェブサイト<<https://data.unhcr.org/en/situations/ukraine>>(以下、URLの最終アクセス日は、いずれも令4.7.11))

受入方針の策定に加え、3月16日、政府は、内閣官房長官や関係閣僚等で構成される「ウクライナ避難民対策連絡調整会議」を設置し、同会議において査証の申請に必要な書類の簡素化等の措置を決定した。また、3月25日には在ポーランド日本国大使館及び同国のジェシュフ連絡事務所に、「ウクライナ避難民支援チーム」を設置し、避難民の日本への渡航支援のニーズについて現地での調査・把握を進めた。こうした取組によって3月の1か月間に351人のウクライナ人が日本に入国した²¹。ウクライナ避難民の受入れについて、林外務大臣は、「未曾有の人道危機に直面しているウクライナとの更なる連帯を示すためにウクライナから第三国に逃れた避難民の受入れを進めており、政府一体となって、国民の理解も得ながら関係省庁において必要な支援を行っていく」とした²²。

日本政府は、ウクライナ避難民の日本への輸送手段についても支援を行っている。林外務大臣は、ウクライナ避難民の受入状況の視察などを目的に、4月1日から総理特使としてポーランドを訪問し²³、4月5日、政府専用機で帰路に就いた。その際、日本への避難を希望するウクライナ人20人が政府専用機の予備機に搭乗し、林外務大臣の帰国とともに日本に入国した。この20人の選定基準について、同大臣は、在ポーランド日本国大使館や在ウクライナ日本国大使館に対して日本への渡航を希望したものの、自力で渡航手段を確保することが困難なウクライナ避難民である旨説明した²⁴。加えて、この輸送の法的根拠について、政府は、総理特使である外務大臣のポーランド訪問は自衛隊法（昭和29年法律第165号）第100条の5（国賓等の輸送）²⁵に基づくとした上で²⁶、20人のウクライナ人は、その外務大臣に同行して来日し、任務機・予備機いずれも同条に基づき運航する政府専用機であることに変わりはなく、避難民がそのいずれに搭乗するとしても法的には何ら問題はないとの認識を示した²⁷。また、その後も自力で渡航手段を確保することが困難なウクライナ避難民に対する渡航支援は継続されており、日本政府は、4月8日から当面の間、ポーランドの航空会社であるLOTポーランド航空が週1回運航しているワルシャワ（ポーランドの首都）・成田便の座席を一定数借り上げて確保することとした。その上で、今後の政府の受入方針について、具体的な受入数や期限を想定しておらず、避難民自身の希望、国内の受入体制、国民の理解など総合的に勘案して検討することとしている²⁸。なお、7月6日までに1,465人のウクライナ避難民が日本への入国を果たした²⁹。

日本に入国した後の支援についても、政府は、一時滞在先の提供、生活費・医療費の支

²¹ 出入国在留管理庁ウェブサイト<<https://www.moj.go.jp/isa/content/001372859.pdf>>

²² 第208回国会参議院決算委員会会議録第5号（令4.4.18）

²³ 当初は、古川法務大臣が総理特使としてポーランドを訪問することが予定されていたが、最終的に林外務大臣が訪問することとなった。

²⁴ 第208回国会衆議院本会議録第19号7頁（令4.4.12）

²⁵ 政府専用機は防衛省が管理運用しており、自衛隊法第100条の5においては「防衛大臣は、国の機関から依頼があった場合には、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、航空機による国賓、内閣総理大臣その他政令で定める者の輸送を行うことができる」とされている。

²⁶ 第208回国会参議院外交防衛委員会会議録第7号3頁（令4.4.5）

²⁷ 第208回国会参議院決算委員会会議録第5号（令4.4.18）。なお、同法に基づいて、過去に同行者を輸送した事例として、2004年5月、小泉純一郎総理が政府専用機により北朝鮮を訪問した際、北朝鮮に残っていた拉致被害者家族が予備機に搭乗して日本に帰国したことが挙げられる。

²⁸ 第208回国会参議院外交防衛委員会会議録第8号7頁（令4.4.12）

²⁹ 出入国在留管理庁ウェブサイト<https://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/01_00234.html>

給、職業紹介、カウンセリングなど各場面に応じた支援策を講じている。加えて、地方自治体、企業、NGOなどからも住居、食料、衣服の提供等の支援の申出が相次ぎ、政府は、こうした申出の情報の集約や申出側と避難民をつなぐためのマッチングサイトの開設などを行っている。

以上のようなウクライナ避難民に対する支援内容に加え、国会では、受入れの在り方そのものについて問われた。日本政府はこれまで、難民条約³⁰の定義に基づいて難民の認定を行ってきたが、2022年3月以降、ウクライナ人を「難民」ではなく「避難民」として受け入れている。同条約第1条による難民の定義は、迫害を受けるおそれがある理由が、①人種、②宗教、③国籍、④特定の社会的集団の構成員であること、⑤政治的意見によること等となっている。以上を前提に、政府は、ロシアによる国際法違反の軍事侵略行為により無差別攻撃を受けて避難したウクライナ人は、①～⑤の迫害事由に必ずしも当てはまるものではなく、難民に該当するとは限らないとの認識を示した³¹。これに対して、ウクライナ人を「避難民」ではなく、日本に安定的に在留することが可能であり、永住許可要件も緩和される「難民」として認定すべきではないかとの指摘が相次いだ。政府は、「今般のウクライナ人の受入れについては、難民条約の難民に該当するか否かに関わらず、人道的な観点から、ウクライナ人を幅広くかつ柔軟に受け入れ、避難生活の場を提供する」とした上で、難民に該当しないものの、日本が積極的にウクライナ人を受け入れることを的確に表現するために、「避難民」という呼称を用いている旨説明した³²。また、過去の受入状況に鑑みて、日本の難民の認定基準は非常に厳しいのではないかとの指摘に対し³³、岸田総理は、人道的な観点から、真に保護を必要とする者を適切に保護するため、難民に準じた補完的な保護制度の創設について検討を進めている旨述べた³⁴。

3. ウクライナ及び周辺国に対する人道支援

(1) 日本政府による人道支援

岸田総理は、2月27日、ウクライナ情勢に関する我が国の対応について1億ドルの緊急人道支援を行うと表明し、翌28日のゼレンスキー大統領との電話会談でウクライナ側に説明した。支援額を1億ドルとした理由について政府は、国連から総額約17億ドルの支援の要請が出されていることを念頭に「国連のアピールに応えるべく、かなりの部分を我が国として負担することで決めた」と説明した³⁵。この緊急人道支援については、3月11日、ウクライナ及び周辺国³⁶に対し、6つの国際機関³⁷及びNGOを通じて、一時的避難施設、保健・医療、水・衛生、食料、子どもの保護等の緊急性の高い分野から実施されることが発

³⁰ 正式名称は「難民の地位に関する条約」。1954年に発効し、日本は1981年に加入した。

³¹ 第208回国会衆議院外務委員会議録第7号20頁（令4.3.30）

³² 同上

³³ 2021年には2,413人が日本に対して難民認定申請を行い、74人が難民と認定された。

³⁴ 第208回国会参議院予算委員会会議録第20号（令4.6.3）

³⁵ 第208回国会参議院外交防衛委員会会議録第2号7頁（令4.3.8）

³⁶ ポーランド、ハンガリー、モルドバ、スロバキア、ルーマニア

³⁷ 国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）、赤十字国際委員会（ICRC）、国連児童基金（UNICEF）、国連世界食糧計画（WFP）、国際移住機関（IOM）、国連人道問題調整事務所（OCHA）

表された。

ウクライナでの人道状況に関する懸念が深まる中、3月24日、岸田総理はG7首脳会合後の記者会見において、ウクライナ及び周辺国に対する支援として追加で1億ドルの緊急人道支援を行うことを表明した。この緊急人道支援の内容について岸田総理は、「引き続き女性や子供に寄り添った支援となるよう対応していきたい」と説明した³⁸。日本政府は、4月5日、ウクライナ及び周辺国³⁹に対し、9つの国際機関⁴⁰及びNGOを通じて、保健・医療、食料・食料安全保障、避難民の保護などの人道支援を実施することを発表した。

日本とウクライナの二国間支援としては、ゼレンスキー大統領との首脳電話会談（2月15日）における岸田総理の表明を受け、4月28日、1億ドル規模の有償資金協力に関する交換公文が署名された。また同日、無償資金協力として内視鏡等の保健・医療関連機材（3億円）が供与された。さらに、その後のウクライナ情勢に鑑み、岸田総理は財政支援額の増額を表明し（4月19日に2億ドル、5月19日に3億ドルを追加表明）、6月7日、追加の資金供与を行う交換公文が署名された。

また、ウクライナにおける人道支援のニーズが更に高まっていることを受け、5月27日、日本政府は約166万ドルの緊急無償資金協力（消防・通信関連機材、医薬品等）を実施することを決定した。さらに、6月26日から28日にかけて行われたG7エルマウ・サミットにおいて岸田総理は、ウクライナ情勢に起因する食料危機に対応するために2億ドルを新たに拠出することを表明した。

このほか、日本政府はウクライナ避難民及び周辺国支援のため、国際協力機構（JICA）を通じてこれまで3次にわたり調査団をモルドバに派遣し、保健医療・緊急人道支援分野などの協力についてのニーズ確認、WHOと連携した緊急医療支援の調整や医療情報管理に係る活動等を行っている。モルドバにおける活動について林外務大臣は、3月17日のG7外相会合において、G7諸国等によるモルドバ支援グループを立ち上げることで一致したと説明した上で、今後、JICAの調査の結果も踏まえて、モルドバ支援グループとも連携しながら、既に表明済みの計2億ドルの緊急人道支援とは別に、具体的な二国間の支援策を迅速に検討していきたいと答弁している⁴¹。

（2）自衛隊機による人道支援物資輸送

4月28日、ウクライナ被災民救援国際平和協力業務の実施が閣議決定された。本業務は国際平和協力法に基づき、UNHCRからの要請により、アラブ首長国連邦のドバイにあるUNHCRの倉庫に備蓄された人道救援物資（毛布等）をウクライナ周辺国（ポーランド及びルーマニア）に輸送するものであり、航空自衛隊のC-2輸送機やKC-767空中給油機等を用いて行われる⁴²。5月1日に第1便となるC-2が出国し、同3日にポーラ

³⁸ 第208回国会参議院決算委員会会議録第1号12頁（令4.3.28）

³⁹ 脚注36の5か国及びチェコ

⁴⁰ 脚注37からOCHAを除く5機関及び世界保健機関（WHO）、国際赤十字・赤新月社連盟（IFRC）、国連開発計画（UNDP）、国連食糧農業機関（FAO）

⁴¹ 第208回国会参議院決算委員会会議録第1号28頁（令4.3.28）

⁴² 本業務については、インドにおいてもUNHCRの倉庫に備蓄された物資を積み込み、輸送を行う予定で

ンド着、同6日に帰投した。第2便以降は5月11日から、概ね出国2日後にドバイを経由して目的地着、出国5日後に帰投という流れで、1週間に1便輸送を行っている。本業務は6月末までの期間実施される（準備・撤収等を含めた計画全体の期間は7月15日まで）。

4. ウクライナへの防衛装備品等の提供

（1）防弾チョッキ等の提供

日本政府は、2022年2月末のウクライナ政府からの要請を踏まえ、同年3月8日の国家安全保障会議四大臣会合において、自衛隊法第116条の3（開発途上地域の政府に対する不用装備品等の譲渡に係る財政法の特例）の規定に基づき、防弾チョッキ、鉄帽、防寒服、天幕、カメラ、衛生資材、非常用糧食等といった自衛隊の装備品及び物品をウクライナ政府に提供することとした（表2参照）。これらのうち、防弾チョッキについては防衛装備移転三原則⁴³上の防衛装備（武器及び武器技術）⁴⁴に該当することから海外移転に係る審議が行われ、同三原則が定める移転を禁止する場合には該当しないことなどが確認された。他方、同三原則の運用指針において海外移転を認め得る案件が限定列挙されているところ、ウクライナへの装備品提供については直接該当するものがなかったことから、同日の国家安全保障会議九大臣会合において運用指針が改正され、海外移転を認め得る案件として「国際法違反の侵略を受けているウクライナに対して自衛隊法第116条の3の規定に基づき防衛大臣が譲渡する装備品等に含まれる防衛装備の海外移転」が追加された⁴⁵。

岸田総理は、国際社会がウクライナ支援のために結束し、前例のない対応を行っているとして、日本として同国への強い連帯の意を表すため装備品等を提供することとした旨説明した⁴⁶。この点、米国を始め北大西洋条約機構（NATO）諸国等が対戦車ミサイル、対空ミサイル、榴弾砲等をウクライナに提供していることを踏まえ、日本としてもウクライナへの武器・弾薬の提供を可能とする法改正⁴⁷等を行うべきではないかとの指摘もなされた。岸防衛大臣は、他国への殺傷能力を有する装備品の提供が可能かどうかについては個別具体的に判断するべきものであるとした上で、このような状況において何ができるのかを不断に検討する旨答弁した⁴⁸。加えて、「今般のウクライナへの装備品等の提供については、憲法上の問題が生じない形で行ったもの」であると付言した⁴⁹。

あったが、インドとの調整不足が原因で同国が自衛隊機の着陸を拒否したため、積み込み拠点からインドを削除したと報じられている（『産経新聞』（令4.4.22））。

⁴³ 防衛装備移転三原則（2014年4月1日閣議決定）は、防衛装備の海外移転に関して、①移転を禁止する場合の明確化、②移転を認め得る場合の限定並びに厳格審査及び情報公開、③目的外使用及び第三国移転に係る適正管理の確保を主な内容とするものである。詳細は、沓脱和人『武器輸出三原則等』の見直しと新たな『防衛装備移転三原則』『立法と調査』No.361（2015.2）55～67頁を参照されたい。

⁴⁴ 防衛装備移転三原則において、「武器」とは、輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号）別表第1の1の項に掲げるもののうち、軍隊が使用するものであって、直接戦闘の用に供されるものをいい、「武器技術」とは、武器の設計、製造又は使用に係る技術をいう。

⁴⁵ 第208回国会衆議院安全保障委員会議録第2号17頁（令4.3.10）萬浪防衛装備庁装備政策部長答弁等

⁴⁶ 第208回国会参議院予算委員会議録第9号24頁（令4.3.7）

⁴⁷ 現行法上、ウクライナに対し殺傷能力のある武器・弾薬を譲渡することができる規定はないとされる（第208回国会衆議院安全保障委員会議録第3号10頁（令4.3.15）萬浪防衛装備庁装備政策部長答弁）。

⁴⁸ 第208回国会衆議院安全保障委員会議録第3号10頁（令4.3.15）

⁴⁹ 第208回国会衆議院安全保障委員会議録第3号10頁（令4.3.15）

また、違法な侵略を受けている国に対して迅速に装備品を提供できるよう、運用指針において一般的な規定を設けておくべきではないかとの主張もなされた。岸防衛大臣は、迅速に装備品等を提供する観点から、ウクライナのみを念頭に運用指針を改正したと説明した上で、運用指針の在り方について関係省庁と議論を行うとの考えを示した⁵⁰。他方、運用指針を改正しさえすれば装備品の提供対象をどこまでも広げることが可能となるのではないかとの指摘もなされたが、岸防衛大臣は、ウクライナへの装備品の提供は防衛装備移転三原則の範囲内で行われるものであり、運用指針の改正によって、同三原則の例外を認める、あるいは形骸化するものではないと反論した⁵¹。

このほか、開発途上地域の政府に対する不用装備品等の譲渡に係る財政法の特例を定める自衛隊法116条の3の規定に基づき紛争当事国（ウクライナ）に装備品等を提供することの是非が問われた。防衛省は、同条が防衛装備協力の一環として装備品等の譲渡を行うことが適当と考えられる活動（災害応急対策活動、情報収集活動、教育訓練その他の活動）を具体的に規定する一方、国連憲章の目的と両立しない活動を除き、あらかじめ使用目的を限定するという規定にはなっていないとした上で、ウクライナが国連憲章の目的と両立しない活動を行っていないことは明白であり、同国に対する支援は同条の趣旨に合致したものであるとの見解を示した⁵²。また防衛省は、今回ウクライナに提供する装備品等について、以前に取得したものと等であって直ちには用に供しないものであると説明した⁵³。

（２）ドローン等の提供

2022年4月19日、日本政府は、新たにウクライナ政府からの要請があったことを踏まえ、化学兵器等対応用の防護マスク及び防護衣並びに状況把握等に用いられる小型のドローンを提供することを公表した（表2参照）。このうち、防護マスク及び防護衣が防衛装備移転三原則上の防衛装備に該当する一方、ドローンについては市販品として民生用途に使われているものであることから、同三原則上の防衛装備には該当しないものとされた⁵⁴。

この点に関し、市販品のドローンであっても敵を殺傷する攻撃に用いることが可能ではないかとの指摘がなされた。防衛省は、ペイロード（搭載可能な貨物の重量）を300キロメートル以上運搬することができる無人航空機については輸出規制の対象となる場合があるとした上で、ウクライナに提供するドローンについてはそうしたものに当たらないとした⁵⁵。加えて、ウクライナへの自衛隊の装備品及び物品の贈与に関する交換公文（同年3月8日署名）⁵⁶において、「ウクライナの防衛に関連するウクライナ政府の活動であり、国連憲章の目的及び原則と両立するもののためだけに使用する」ことをウクライナ政府が約束して

⁵⁰ 第208回国会衆議院安全保障委員会議録第3号10頁（令4.3.15）

⁵¹ 第208回国会衆議院安全保障委員会議録第2号17頁（令4.3.10）

⁵² 第208回国会衆議院安全保障委員会議録第2号18頁（令4.3.10） 萬浪防衛装備庁装備政策部長答弁

⁵³ 第208回国会衆議院安全保障委員会議録第2号17～18頁（令4.3.10） 萬浪防衛装備庁装備政策部長答弁

⁵⁴ 第208回国会衆議院安全保障委員会議録第6号16頁（令4.4.26） 萬浪防衛装備庁装備政策部長答弁等

⁵⁵ 第208回国会参議院外交防衛委員会議録第12号（令4.5.17） 萬浪防衛装備庁装備政策部長答弁

⁵⁶ 同交換公文は、日本がウクライナに提供する装備品及び物品の目的外使用を禁止し、第三者移転する場合には日本の事前同意を義務付けることにより、移転後の適正な管理を確保するものである。

いる旨説明した⁵⁷。

また、武力紛争の当事国であるウクライナが、防衛装備移転三原則で装備品の移転が禁じられている「紛争当事国」に該当しないと判断した理由が問われた。防衛省は、同三原則で移転を禁じる「紛争当事国」について、武力攻撃が発生し、国際の平和及び安全を維持し又は回復するため、国連安保理がとっている措置の対象国（例えば朝鮮戦争時の北朝鮮や湾岸戦争時のイラク）が該当するとし、ウクライナは該当しないとの見解を示した⁵⁸。

このほか、日本の支援は非軍事の人道支援に限るべきではないかとの指摘もなされた。これに対し岸田総理は、防護マスク、防護衣及び小型ドローンの提供については、国際法違反の侵略を受けているウクライナに対し非殺傷の装備品等を適切に提供するものであると強調した上で、「欧州のみならず、アジアを含む国際秩序の根幹を揺るがす行為に対し、国際社会と結束して毅然と行動することは、日本の安全保障の観点からも極めて重要である」との見解を示した⁵⁹。

表2 ウクライナへの防衛装備品等の提供実績（2022年6月24日時点）

防弾チョッキ	約1,900着	衛生資材・	約6万5,000式	肘膝当て	約900セット
鉄帽（ヘルメット）	約6,900個	医療用資器材		寝袋	約1,200個
防寒服	約2万個	双眼鏡	約100個	防護マスク	約740個
天幕	約240式	非常用糧食	約16万食	防護衣	約740着
カメラ	約50台	照明器具	約30個	ドローン	約30機

（注）自衛隊機等によりウクライナ近隣国に輸送⁶⁰し、ウクライナ政府へ引渡し済みのもの（数量は概数）。
（出所）防衛省資料を基に筆者作成

5. ウクライナ在留邦人の保護

（1）侵略前の対応

2022年2月24日のロシアによるウクライナへの軍事侵略の開始以前から、日本政府はロシア軍の増強等によって緊張が高まっている状況を注視してきた⁶¹。2022年1月時点のウクライナ在留邦人数は約250人であったが、日本政府は邦人等に向けて、不測の事態に備え

⁵⁷ 第208回国会参議院外交防衛委員会会議録第12号（令4.5.17）萬浪防衛装備庁装備政策部長答弁。なお、自衛隊法第116条の3の規定により譲渡した装備品等が武力の行使に用いられることについて、法理上は排除されていないものの、同条で武器・弾薬の譲渡を除外していることから相手国の軍隊において直ちに武力の行使のために用いられることは想定し難いとの政府答弁がある（第193回国会参議院外交防衛委員会会議録第20号6～7頁（平29.5.23）中村防衛装備庁装備政策部長答弁）。

⁵⁸ 第208回国会参議院外交防衛委員会会議録第12号（令4.5.17）萬浪防衛装備庁装備政策部長答弁

⁵⁹ 第208回国会参議院本会議録第19号（令4.4.22）

⁶⁰ ウクライナ政府へ提供する防衛装備品等の輸送は、防衛省設置法第4条第1項第13号に規定する「所掌事務に係る装備品、船舶、航空機及び食糧その他の需品の調達、補給及び管理並びに役務の調達に関すること」として実施された。また、2022年3月16日には、日・米物品役務相互提供協定（ACSA）第6条に基づく役務の提供として米軍機による輸送も実施された（同条にいう「国際の平和及び安全に寄与するための国際社会の努力の促進、大規模災害への対処その他の目的のため」の活動に該当するとされる）。米軍機による輸送について小田原外務副大臣は、ウクライナの人々に対して日米が連携して支援していく意思と能力を示した旨述べた（第208回国会衆議院外務委員会会議録第7号6頁（令4.3.30））。

⁶¹ 第208回国会衆議院予算委員会会議録第4号16頁（令4.1.26）等

た避難場所確認等の注意喚起を行い（1月19日）、ウクライナ全土を対象に渡航中止勧告（1月24日）及び民間商用機等による退避勧告（2月11日）を行った⁶²。また、ウクライナ在留邦人に向けた具体的な取組として、日本政府は出国を呼びかける領事メールを累次にわたって発出するとともに、邦人に個別に電話連絡を行うなど、繰り返し退避の呼びかけを行った⁶³。さらに、2月14日、ウクライナから隣国ポーランドへの陸路退避について支援を行うため、日本政府は、退避希望者からの問合せ受付などの出国支援の拠点として、ウクライナ西部のリヴィウに臨時の連絡事務所を設置した。こうした取組によって、軍事侵略直前の2月23日におけるウクライナ在留邦人は約120人となった。

（2）侵略後の対応

ロシアによる軍事侵略によって、ウクライナの首都キーウの情勢が極度かつ急速に緊迫化し、日本以外のG7各国は大使館を閉鎖ないしリヴィウに移動した。これを受け、3月2日、日本も首都キーウにある在ウクライナ日本国大使館を閉鎖し、上記リヴィウ連絡事務所に同大使館業務を移転した。その後、ウクライナ情勢の緊迫化によって、リヴィウ連絡事務所に勤務する職員は国外に移動した。林外務大臣は、同事務所は閉鎖せずに、情勢が落ち着き次第再開する予定であるとしたが⁶⁴、2022年6月現在、同事務所は再開に至っていない。他方、ウクライナ在留邦人の陸路によるポーランドへの出国支援のため、日本政府は、同国東部のジェシュフにも臨時の連絡事務所を開設した。その後、主に在ポーランド日本国大使館やジェシュフ連絡事務所を拠点として、ウクライナ在留邦人の出国が進み⁶⁵、3月21日時点でウクライナ在留邦人は約50人となった。また、ポーランド入国後の支援について、林外務大臣は、帰国を希望し、かつ自力で渡航手段を確保することが困難なウクライナ在留邦人に対し、商用便の座席を確保する形で帰国のための支援を行うこととしている旨説明し⁶⁶、この支援によって5月14日、6月4日及び6月19日にそれぞれ1名ずつ邦人が帰国を果たした。

4月中旬以降、G7各国が相次いで在ウクライナ大使館の業務を再開したとされるのに対し、日本はリヴィウ連絡事務所及び在ウクライナ大使館の再開に至っていない⁶⁷。日本の対応について、林外務大臣は、「今後とも、在ポーランド日本国大使館及びジェシュフ連絡事務所等を拠点として、在留邦人の出国支援に最大限取り組む」とした上で⁶⁸、在ウクライ

⁶² 日本政府は、在留邦人の退避が必要となる事態が発生する場合、まず極力商用定期便が利用可能なうちに出国又は安全な場所への移動の確保に努めることとしている。その上で、商用定期便での出国が困難あるいはそれだけでは不十分な状況に至った場合には、個別具体的な状況に応じてあらゆる可能性を追求しながら最も迅速かつ安全な手段を活用して邦人の退避支援に最大限努める方針となっている（第208回国会参議院外交防衛委員会会議録第8号7頁（令4.4.12））。

⁶³ 第208回国会参議院予算委員会会議録第4号14頁（令4.2.28）

⁶⁴ 第208回国会参議院外交防衛委員会会議録第2号25頁（令4.3.8）

⁶⁵ 2022年2月25日以降、ウクライナからポーランドへの陸路での退避者について、新型コロナウイルスに係る入国後の隔離措置が免除された。また、同退避者は有効な旅券を有していない場合でも、身分を確認できる書類の提示によって、ポーランドへの入国が可能となった（外務省海外安全ホームページ〈<https://www.anzen.mofa.go.jp/od/ryojiMailDetail.html?keyCd=128861>〉）。

⁶⁶ 第208回国会参議院外交防衛委員会会議録第8号6頁（令4.4.12）

⁶⁷ 「政府 大使館再開に慎重 在ウクライナ、G7と一線」『神奈川新聞』（令4.6.15）等

⁶⁸ 第208回国会参議院本会議録第13号12頁（令4.4.1）

ナ日本国大使館の再開については、「現地の情勢などを不断に注視しながら、総合的に検討していきたい」との考えを示した⁶⁹。なお、政府は、ウクライナ在留邦人の生命、身体に被害が及んでいるとの情報には接していない旨繰り返し答弁した⁷⁰。

他方、日本政府は、ロシア及びその同盟国であるベラルーシとウクライナの国境周辺地域は極めて危険な状況であるとの認識の下、2022年3月3日、両国のウクライナとの国境付近の地域に対して退避勧告を行った。また、ベラルーシについては同日中、ロシアについては3月7日、両国の上記地域以外を対象に渡航中止勧告を行い、在留邦人に対し商用便による出国を呼びかけた。ロシア及びベラルーシ在留邦人に対する取組について、林外務大臣は、両国から中東諸国等への航空便が通常運航を続けており、商用便や陸路での出国手段等について日本国大使館等のホームページに掲載するとともに、領事メールを発出して在留邦人に情報提供を行っている旨説明した⁷¹。なお、3月6日時点で約2,400人であったロシア在留邦人は、4月15日時点で約1,000人となったとされる⁷²。

6. 北方領土問題への影響

ロシアによるウクライナ侵略は、日露両国間の平和条約交渉についても、それまでの流れに変更を強いることとなった。2018年11月の安倍総理（当時）とプーチン大統領による首脳会談では、平和条約締結後の日本への歯舞群島と色丹島の引渡しを明記した日ソ共同宣言（1956年発効）を基礎として平和条約交渉を加速させることに合意した。その後の菅内閣、岸田内閣ともに、基本的にはこの合意を引き継ぐ形で外交が進められてきた。

2022年1月に入ってから岸田総理は、「今後もプーチン大統領と会談を重ね、信頼関係を構築しながら、（中略）2018年以降の首脳間でのやり取りを引き継いで、粘り強く交渉を進めていく」ことを表明していた⁷³。2月17日のプーチン大統領との首脳会談においても、日露関係を進展させることは重要との方向性で一致していた。しかし、ロシアによるウクライナ侵略が開始されると、その情勢を「大変厳しい状況にある」とし、「当面は領土問題等について申し上げることは控えなければいけないのではないか」との考えを示した⁷⁴。

また、岸田総理は北方領土について、「我が国が主権を有する島々」とであるとの立場を表明していたが⁷⁵、3月7日、これを「我が国の固有の領土」と答弁した⁷⁶。こうした表現の違いについて林外務大臣は、その法的立場に基づく説明はその時々々の政策的判断によって異なり得るとし、「我が国が主権を有する島々」との表現を使用していた理由は、外交的な観点によるものであったことが説明された⁷⁷。岸田総理は、ロシアによる北方領土の占拠に

⁶⁹ 林外務大臣会見記録(令4.6.14)<https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/kaiken/kaiken24_000118.html>

⁷⁰ 第208回国会参議院外交防衛委員会会議録第8号6頁(令4.4.12)等

⁷¹ 第208回国会参議院本会議録第13号12頁(令4.4.1)

⁷² 『産経新聞』(令4.3.8)及び『読売新聞』(令4.4.21)

⁷³ 第208回国会参議院本会議録第2号9～10頁(令4.1.20)

⁷⁴ 第208回国会参議院予算委員会会議録第3号26頁(令4.2.25)

⁷⁵ 第208回国会衆議院本会議録第2号(令4.1.19)

⁷⁶ 第208回国会参議院予算委員会会議録第9号17頁(令4.3.7)

⁷⁷ 第208回国会参議院外交防衛委員会会議録第12号(令4.5.17)

対し、「不法占拠」されているとの立場を明確にした⁷⁸。

上記のような日露平和条約交渉をめぐる日本政府の立場の変更は、それまでのプーチン大統領との外交交渉について再考を促す契機となり、国会でも議論が重ねられた。岸田総理は、これまでの外交方針を評して「我々の努力は結果につながっていない」と述べ、安倍政権期から進めてきたエネルギー分野を始めとする日露関係全体の底上げの中での外交交渉について、「今回の事態（ロシアによるウクライナ侵略）を受けて、従来どおりにこうした関係を続けていくことは難しい状況になっている」とし、「北方領土問題を始め平和条約交渉について今展望を申し上げることはできない状況にある」との認識を示した⁷⁹。

3月21日、ロシア外務省は、日本との平和条約交渉を継続する意思はなく、北方領土へのビザなし交流停止の措置をとるとする声明を発表した。これに対し、岸田総理は、「今回の事態は全てロシアによるウクライナ侵略に起因して発生しており、それを日ロ関係に転嫁しようとするロシアの対応は極めて不当であり、断じて受け入れられない」と述べ、強い抗議を表明した⁸⁰。

ロシアは2月以降、ウクライナへの軍事侵攻開始前からオホーツク海沖において「特異な大規模海上演習」等を実施しており、岸防衛大臣はこれを「ウクライナ周辺での侵略の動きと呼応」しているとし、一連の活動は「ロシアの戦略核戦力の一翼を担う戦略原潜の活動領域でもあるオホーツク海の軍事的重要性の高まりを背景とした活動の一環である」との分析を明らかにした⁸¹。また、ロシア軍が3月25日に発表した、3,000人以上が参加した北方領土と千島列島における軍事演習については、「ウクライナの侵略のためにロシアが全土から人員を動員している中であっても極東における活動能力を示すため演習を活発に行っている旨発信している」との考えを述べた⁸²。

(てらばやし ゆうすけ、いまい かずまさ、あらかし ちほみ、
おくり まさふみ、みずま ひろし)

⁷⁸ 第208回国会参議院予算委員会会議録第14号2頁（令4.3.17）。なお、『外交青書2022』にも「日本固有の領土であるが、現在ロシアに不法占拠されている」と明記された。

⁷⁹ 第208回国会参議院予算委員会会議録第14号5頁（令4.3.17）

⁸⁰ 第208回国会参議院予算委員会会議録第16号3～4頁（令4.3.22）。なお、令和4年度四島交流等事業について日本政府は、4月26日、「心ならずも事業の実施を当面見送る」ことを発表した。なお、墓参の代替として「洋上慰霊」が実施される予定である。

⁸¹ 第208回国会衆議院安全保障委員会会議録第3号3頁（令4.3.15）

⁸² 第208回国会参議院決算委員会会議録第5号（令4.4.18）